

## 平成 30 年度金融庁政策評価実施計画（案）

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

### 2. 平成 29 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 29 年 8 月 1 日金融庁訓令第 31 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

平成 30 年度においては、実績評価方式による評価を実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

### 3. 実績評価方式による評価

#### (1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしている。

#### (2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

### (3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成 30 年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の5段階の区分によるものとする。

平成 30 年度実績評価書は、平成 31 年 8 月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

### (4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

## 4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成 30 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成 30 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

## 5. 規制の政策評価（事前・事後）

規制の新設・改廃に係る規制の政策評価（R I A）については、規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の政策評価の対象となると考えられるものについては、〔R I A〕の記号を付している。

## 6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

金融庁における平成30年度実施計画（概要）

基本政策／施策	主な取組み
<b>I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮</b>	
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経済・金融市場の動向や金融システムにおけるリスク等をリアルタイムに情報収集し、金融システムの現状を定期的に分析・評価</li> <li>✓ 人口減少、低金利環境、デジタル化の進展を踏まえ、健全性を維持する観点から、金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス発揮への対応、長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、経済・市場環境の急激な変化への対応、について重点的にモニタリング</li> </ul>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む</li> </ul>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促す。また、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しを実施</li> <li>✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話を実践する。これらの対話等を通じてきめ細かく把握した地域経済・企業の実態を基に、地域金融機関の経営陣や、社外役員を含む取締役・監査役等や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行う</li> </ul>
<b>II 利用者の保護と利用者利便の向上</b>	
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関の経営者による「顧客本位の業務運営に関する原則」の経営理念や戦略への反映、現場における実践について重点的に分析・検証するとともに、顧客アンケート調査を通じ、顧客への浸透状況を分析・確認。また、貯蓄性保険も含め、商品内容等の更なる「見える化」を促進</li> <li>✓ 生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方についての具体的な検討や、金融リテラシーの向上に向けた金融経済教育を更に充実</li> </ul>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コンプライアンス・リスク管理上の課題に対し、幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行い、リスクに応じたモニタリングを実施するとともに、投資用不動産向け融資に関して横断的アンケート調査や検査も活用しつつ、深度あるモニタリングを実施</li> <li>✓ 仮想通貨（暗号資産）を取り巻く環境が急速に変化している中、イノベーションに配慮しつつ、利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業者における実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保、国際的な連携、必要な制度的対応の検討等を実施</li> </ul>
<b>III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>	
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 潜在的リスクに着目したマクロ的な視点に基づくタイムリーな市場監視を継続しつつ、現在の市場監視手法や着眼点の改善を実施</li> <li>✓ 行政処分の勧告等を行うだけでなく、関係者との対話を通じた問題意識の共有や対外的な情報発信も実施</li> <li>✓ AI等の活用も含めた新市場監視システムの導入を検討</li> </ul>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経営戦略やガバナンス情報などの企業情報の開示の充実に向け、内閣府令の改正・プリンシプルベースのガイダンスの策定等に取り組む</li> <li>✓ 会計監査の信頼性確保のため、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方等について検討</li> </ul>
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表等の検証を行い、投資家及び企業の取組みのベストプラクティスの公表を実施</li> <li>✓ 資産運用業の高度化を目指し、総合的な環境整備に取り組むとともに、投資運用業者における業務運営態勢等の向上を図る</li> <li>✓ 社債市場をはじめとするクレジット市場について、多様なプレイヤーが参加する厚みのある市場の形成・発展に向けた課題と対応策を整理・検討</li> <li>✓ 取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性の向上等のため、総合取引所の早期実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施</li> </ul>
<b>(横断的施策)</b>	
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融デジタル化戦略として、①情報の蓄積と利活用、②顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護、③デジタル化に対応する情報・金融リテラシー、④金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化、⑤金融行政のデジタル化、⑥様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進、⑦オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進、⑧国際的なネットワーク、⑨デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進、⑩サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応、⑪これらの課題を実現するための機能別・横断的法制からなる11の施策に取り組む</li> </ul>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応に取り組む</li> </ul>
3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 世界共通の課題の解決へ貢献（金融規制改革を含む国際的な議論、SDGs、マネロン・テロ資金供与対応）及び当局間ネットワーク・協力を強化</li> </ul>
<b>(金融庁の行政運営・組織の改革)</b>	
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種有識者会議の活用や、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み（政策オープンラボ）を設置</li> </ul>
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善</li> </ul>
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上司が部下に目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境を整備（業務単位の少人数グループ化）</li> </ul>

基本政策	施策	平成30年度の主な事務事業の取組内容	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロブルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施【P10】	① マクロブルーデンスの取組 ② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]「実践と方針」に基づくブルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析、30年度）</li> <li>・[主要]「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施、30年度）</li> <li>・[主要]金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、30年度）</li> <li>・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、30年度）</li> <li>・既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査の実施、30年度）</li> <li>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、30年度）</li> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、30年度）</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組についてモニタリングを実施、30年度）</li> <li>・大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施、30年度）</li> </ul>
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備【P14】	① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備等 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備	金融システムの安定性確保のためのルールの整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）で検討されているI C S（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の進展を視野に入れた対応の検討、30年度）</li> <li>・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、30年度）</li> <li>・名寄せデータの精度（預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証、30年度）</li> </ul>
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施【P16】	① 金融仲介の質の向上に向けた実態把握・金融機関との対話等 ② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進及びそのための環境整備	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]質の高い金融仲介機能の発揮（金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等を促進、30年度）</li> <li>・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進、30年度）</li> <li>・金融機能強化法の活用を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、30年度）</li> <li>・ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進（金融機関のビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性確保や適切な経営とガバナンスの発揮に向けた取組の促進、30年度）</li> <li>・貸出態度判断D・I（前年同期（30年3月）の水準を維持、30年度）</li> <li>※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</li> </ul>
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施【P21】	① 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着 ② 家計における長期・積立・分散投資の促進 ③ 高齢社会における金融サービスのあり方の検討 ④ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組） ⑤ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組の「見える化」の促進に向けて各種施策を実施・30年度）</li> <li>・[主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況（①N I S A制度関連の税制改正要望提出・30年度、②N I S A制度の周知・広報活動を拡充・30年度）</li> <li>・高齢社会における金融サービスのあり方の検討状況（金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則等のとらまとめ・30年度）</li> <li>・利用者の利便を向上させるための取組み（①障がい者や高齢者の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等・30年度）②定期的に海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを行う・30年度 ③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する・30年度）</li> <li>・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施・30年度）</li> </ul>

基本政策	施策	平成30年度の主な事務事業の取組内容	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施〔P25〕	① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等 ② 利用者保護のための制度・環境整備	金融サービスの利用者の保護が図られること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況(所要の政令・内閣府令の整備等、30年度)</li> <li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、30年度)</li> <li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備(「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みをモニタリングし、分かりやすい情報提供等を通じ、より良い保険商品・サービスの提供を競い合うよう促していく、30年度)</li> <li>・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、30年度)</li> <li>・[主要]貸金業者における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、30年度)</li> <li>・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備(必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、30年度)</li> <li>・[主要]無登録業者等に対する適切な対応(無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、30年度)</li> <li>・[主要]法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の実施状況(検査・監督対応において法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行う、30年度)</li> <li>・相談室相談員の研修受講状況(5回、30年度)</li> <li>・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況(2回、30年度)</li> <li>・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数(延べ数)(650市区町村、30年度)</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況</li> <li>・多重債務者向け相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携状況(キャンセル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう連携の構築等を図る、30年度)</li> <li>・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況(インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う、30年度)</li> <li>・不正利用口座への対応状況(金融機関において利用停止等の措置を実施、30年度)</li> <li>・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況(振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組みを促す、30年度)</li> <li>・多重債務者相談窓口の周知・広報にかかる活動状況(相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う、30年度)</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況</li> <li>・仮想通貨交換業の適正化に向けた対応状況(仮想通貨交換業者における実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携、必要な制度的対応の検討状況、30年度)</li> </ul>
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化〔P32〕	① 内外環境を踏まえた情報力・事業発掘力の強化 ② 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施 ③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み ④ ITの活用(SupTech)及び人材の育成	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]タイムリーな市場監視、監視手法や着眼点の改善(マクロ的な視点に基づく情報収集・分析等を実施、30年度)</li> <li>・[主要]対外的な情報発信の実施(市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の観点から対外的に情報発信を実施、30年度)</li> <li>・[主要]迅速・効率的な取引調査の実施(事案が大型化・複雑化している中で、より迅速・効率的な取引調査を実施、30年度)</li> <li>・[主要]迅速・効率的な開示検査の実施(正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施、30年度)</li> <li>・課徴金制度の適切な運用(我が国市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用、30年度)</li> <li>・[主要]海外当局との連携(海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化、30年度)</li> <li>・[主要]効果的な犯則調査の実施(重大・悪質な事案について、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行う等、厳正に対処、30年度)</li> <li>・根本原因の究明等(行政処分の勧告等を行うだけでなく問題の全体像を把握、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し再発防止を図るとともに、改善意欲が高くない者にも効果的な手法について関係機関等とも連携・模索、30年度)</li> <li>・市場規律強化に向けた取組み(国際機関、海外当局や市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者との間で意見交換等を幅広く推進し、市場規律強化に向けた取組みを実施、30年度)</li> <li>・市場監視におけるITの活用及び人材の育成(市場監視システムにおけるITの更なる活用・人材の育成を推進、30年度)</li> </ul>

基本政策	施策	平成30年度の主な事務事業の取組内容	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施〔P35〕	① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保 ③ E D I N E Tの整備 ④ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施 ⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督 ⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(30年6月28日)を踏まえた取組の進捗状況(報告書を踏まえた必要な取組を実施、30年度)</li> <li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況(ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、30年度)</li> <li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(E D I N E T)の稼働率(99.9%、30年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。)</li> <li>・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上(国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、30年度)</li> <li>・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況(会計監査に関する情報提供の充実にに向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、30年度)</li> <li>・監査基準の改訂を踏まえた制度整備状況(監査報告書の透明化にかかる所要の内閣府等の整備、30年度)</li> <li>・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況(公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、30年度)</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況(優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、30年度)</li> </ul>
	3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備〔P39〕	① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み ② 資産運用業の高度化 ③ 東京国際金融センター構想の推進 ④ 市場の機能強化に向けた環境整備 ⑤ 市場インフラの安定性等確保に向けた監督の実施等 ⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況(「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、投資家及び企業の取組の状況を検証し、結果を公表する、30年度)</li> <li>・[主要] 資産運用業の高度化に向けた取組の状況(資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から総合的な検討・取組を進めるとともに、投資運用業者の高度な業務運営態勢の確立に向けて取り組む、30年度)</li> <li>・[主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況(「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、30年度)</li> <li>・市場機能強化に向けての施策の推進状況(決済期間短縮化、取引所外取引に係る関係者の適切な取組の促進、総合取引所の早期実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組の支援等を行う、30年度)</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況(清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、30年度)</li> <li>・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況(全銀協TIBOR改革が定着し、全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務が適正に実施されているかを引き続き確認していくなど、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく、30年度)</li> </ul>

(横断的施策)

1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応〔P44〕	① デジタルイノベーションの加速的な進展への対応	デジタルイノベーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] IT技術の進展等に対応した制度面での対応についての検討状況(金融審議会において審議予定、29事務年度～)</li> <li>・[主要] オープンAPIを導入した金融機関数(80行、32年度)</li> <li>・[主要] FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブで受け付けた相談への適切な対応(FinTechサポートデスクで受け付けた相談及びFinTech実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、30年度)</li> <li>・FinTech Innovation Hubによるヒアリング実施件数(100社、30年度)</li> <li>・XML電文に対応した新システムを利用する金融機関数(XML電文への全面的移行に向けて着実に取り組む、29年度～)</li> <li>・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数(80社、30年度)</li> <li>・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況(金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施、30年度)</li> <li>・オンラインで完結する本人確認方法にかかる制度の検討状況(犯罪収益移転防止法施行規則改正、30年度)</li> </ul>
2 業務継続体制の確立と災害への対応〔P48〕	① 災害等発生時における金融行政の継続性確保 ② 金融機関の業務継続体制の実効性の向上 ③ 災害への対応	大規模災害等発生時の金融システム全体(金融庁及び金融機関等)における業務継続体制の確立を図ること 東日本大震災、28年熊本地震及び30年7月豪雨による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み(「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、30年度)</li> <li>・[主要] 災害等発生時に備えた訓練(金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、30年度)</li> <li>・[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施(訓練の実施、30年度)</li> <li>・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進(個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、30年度)</li> <li>・金融機能強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施(金融機能強化法(震災特例)について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、30年度)</li> <li>・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援(自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、30年度)</li> <li>・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付(各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、30年度)</li> </ul>

基本政策	施策	平成30年度の主な事務事業の取組内容	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
3 その他の横断的施策〔P52〕		① 世界共通の課題の解決への貢献 ② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化 ③ 規制・制度改革等の推進 ④ 事前確認制度の適切な運用 ⑤ 金融行政におけるITの活用	世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕世界共通の課題の解決への貢献（金融規制改革を含む国際的な議論に貢献、持続可能な開発目標（SDGs）を推進、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応における国際的な議論・連携、第4次FATF対日相互審査も踏まえた本邦金融機関の態勢強化、30年度）</li> <li>・〔主要〕国際的な当局間のネットワーク・協力の強化（各国との具体的な取組みを更に推進する等、相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化、30年度）</li> <li>・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、30年度）</li> <li>・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、30年度）</li> <li>・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進（「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進、34年度）</li> <li>・情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施（情報セキュリティ対策推進計画に基づく、セキュリティ対策を実施、30年度）</li> </ul>

**(金融庁の行政運営・組織の改革)**

1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化〔P57〕	① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に改革（ガバナンスの改善） ② 金融行政に関する広報の充実 ③ 学術的成果の金融行政への導入 ④ 総合政策機能の強化	金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、30年度）</li> <li>・〔主要〕業務改善とガバナンスに通暁した専門家による金融行政に対する外部評価の実施（外部からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、30年度）</li> <li>・〔主要〕金融庁ウェブサイトへのアクセス件数（対前年度比増加、30年度）</li> <li>・〔主要〕調査研究分析成果物の公表（金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を公表すること、30年度）</li> <li>・コンファレンス、勉強会等の開催（当庁職員の知見・先見性向上を図るとともに、産・官・学の更なるネットワーク強化を図る、30年度）</li> <li>・外部有識者を交えた職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）の設置（職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充する、30年度）</li> </ul>
2 検査・監督の見直し〔P60〕	① 検査・監督手法の見直し	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」に沿った検査・監督への移行のための個別の分野における検査・監督の方針の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況（新しい考え方に沿った検査・監督の見直し、30年度）</li> </ul>
金融行政を担う人材育成等〔P62〕	① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革	職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕職員の多面的な人事評価の実施・活用状況（公正な人事を実現、30年度）</li> <li>・〔主要〕能力主義に基づく任用の実施状況（新たな行政課題に的確に対応できるリーダーを育成、30年度）</li> <li>・〔主要〕専門分野における人材育成の実施状況（組織の専門性を向上、30年度）</li> <li>・〔主要〕上司が部下にきめ細かく目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備（業務単位の少人数グループ化）や、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況（人材育成の実効性を向上、30年度）</li> <li>・〔主要〕業務効率化や超過勤務縮減の実施状況（ワークライフバランスを実現する職場環境を整備、30年度）</li> <li>・〔主要〕人事改革の進捗状況の検証・公表状況（人事改革を定着・深化させるPDCAサイクルを構築、30年度）</li> </ul>

各施策及び主な事務事業

<b>基本政策 I</b>	<b>金融システムの安定と金融仲介機能の発揮</b>
<b>施策 I - 1</b>	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
<b>施策 I - 2</b>	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
<b>施策 I - 3</b>	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

## 施策 I - 1

### マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生 の増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システム の安定性が維持されることが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁設置法</li> <li>・各業法の目的規定、各種監督指針</li> <li>・金融検査・監督基本方針(平成 30 年 6 月 29 日)</li> <li>・証券モニタリング基本方針</li> <li>・「日本再興戦略」改訂 2016 (28 年 6 月 2 日閣議決定)</li> <li>・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言 (25 年 9 月 6 日)</li> <li>・G20 サミット首脳宣言・行動計画 (20 年 11 月 15 日)</li> <li>・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成 30 事務年度)～ (以下「実践と方針」) (30 年 9 月 26 日)</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]「実践と方針」に基づくプルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析、30 年度）</li> <li>・[主要]「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「実践と方針」に基づく金融モニタリングを実施、30 年度）</li> <li>・[主要]金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、30 年度）</li> <li>・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、30 年度）</li> <li>・既承認金融機関にかかる安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関にかかる審査の実施（既承認金融機関にかかるフォローアップ及び承認希望金融機関にかかる審査を実施、30 年度）</li> <li>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、30 年度）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、30年度）</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組みについてモニタリングを実施、30年度）</li> <li>・大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施、30年度）</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① マクロプルーデンスの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済・金融市場の動向や金融システムにおける潜在的リスク等をリアルタイムに情報収集し、得られた情報を踏まえ、横断的な視点から金融機関を分析するとともに、我が国金融システムの現状を定期的に評価する。さらに、確認された金融システムリスクに対して、金融システムの安定を確保する観点から、必要な対応を行う。</li> </ul>
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実践と方針」等に基づき、上記マクロプルーデンスの取組みを踏まえ、経営管理・リスク管理体制について金融機関との対話を実施する。また、金融システムの安定性を確保するため、モニタリング担当部局（総合政策局リスク分析総括課、監督局等）が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施する。さらに、金融モニタリングの結果については、金融機関の自主的な経営改善に資するよう、情報提供（フィードバック）等の充実に取り組む。</li> <li>・特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の三つの点について、重点的にモニタリングを行う：①持続可能なビジネスモデルの構築に向けたガバナンス発揮への対応、②長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、③経済・市場環境の急激な変化への対応。</li> <li>・金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組む。</li> <li>・自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行う。</li> </ul>

- ・グローバルに活動する金融機関については、経済・市場環境の不透明性が高まる中、海外業務の強化・拡大を踏まえ、環境変化に応じた機動的なストレス・テストの実施を通じた業務戦略の見直しやクレジット・ポートフォリオ・マネジメント態勢整備、マイナー通貨を含む外貨の安定的な調達を確保する態勢や流動性ストレス・テストを含めた外貨流動性管理の高度化、政策保有株式の一層の縮減に向けた対応等、グローバルな経済・市場環境の急激な変化への対応について対話する。また、低金利環境下における過度な収益追求行動がリスクの蓄積につながることを踏まえ、融資規律の維持に向けた取組みや、国内外のクレジットサイクルの転換を見据えた対応等、長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応について対話する。上記に加えて、デジタルイゼーションの進展等、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の高度化等、持続可能なビジネスモデルの構築に向けたガバナンス態勢について対話する。
- ・あわせて、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループ、大規模な保険会社及び保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催する。
- ・国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変化等に対して機動的に対応可能となっているか等の視点から、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促す。
- ・大手証券会社グループについて、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況に加え、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組みについてモニタリングを実施する。
- ・保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施する。特に、大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行う。
- ・我が国で活動するグローバル金融機関について、グローバルな事業戦略の変革に伴う日本拠点のリスク変化をフォワード・ルッキングにとらえた上で、経営管理、法令等遵守、リスク管理及び内部管理の各態勢やガバナンスについて、モニタリングを行う。なお、外国金融機関の本部・日本拠点との対話を通じてベストプラクティスを収集し、これらの知見を我が国の金融システムの発展にも活用する。また、本邦金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて検証する。さらに、必要に応じ、監督カレッジ等を通じグローバル本部や母国当局に対しても適切な対応を求める。
- ・ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について、貯金から投資信託へのシフ

ト等による資産規模のコントロールや、資産運用の多様化及びそれに  
応じたリスク管理の高度化等、低金利環境化での安定的な収益確保の  
取組みの進捗状況について確認する。

- ・大手証券会社以外の証券会社について、将来の経営方針・経営状況の  
見通しや投資者保護のための態勢整備に関し、対話を継続し、課題へ  
の対応状況等のモニタリングを実施する。
- ・店頭FX業者について、決済リスク管理強化に向けた対応の状況を検証  
し、リスク管理強化を促す。
- ・主要投資運用業者について、投資対象の拡大・運用手法の多様化を含  
めた運用力向上の取組みや、それを支えるガバナンスの機能発揮状況  
等について確認を行う。また、大企業グループに属する投資運用業者  
等の利益相反管理態勢等についてモニタリングを実施する。
- ・第二種金融商品取引業者について、出資者の投資判断に重大な影響を  
及ぼすウェブサイトの表示やファンド運営の実態に関する情報分析・  
検証を進め、リスクベースでのモニタリングを実施する。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対し  
ては、必要に応じて監督上の対応を行う。
- ・信用格付業者について、内部管理状況等を把握するとともに、海外当  
局との連携を通じてより深度あるモニタリングを実施する。
- ・先端の専門的知見を組織的に蓄積・拡充するため、外部専門家の積極  
的な登用に取り組む。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用  
などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組む。
- ・情報インフラ・態勢の整備については、クラウドサービス及びRPA  
の本格導入を進めるほか、業界団体や日本銀行等と意見交換を行いつ  
つ、モニタリング内容の変化に見合った徴求データの見直し・整備を  
推進する。
- ・金融機関のガバナンスが有効に機能するためには、内部監査の高度化  
が必要であることから、大手金融機関だけでなく、地域金融機関を含  
め、内部監査部門との意見交換を実施する。

## 【担当部局名】

### 総合政策局

プルーデンス部門（プルーデンス企画室、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、  
地域銀行分析室、地域銀行モニタリング室、地域金融監理官G）、総務G、検査監理官G、  
内部監査・経営管理等チーム

### 監督局

総務課、総務課健全性基準室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外  
国証券等モニタリング室、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課  
証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

## 施策 I - 2

### 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）で検討されている I C S（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の進展を視野に入れた対応を検討、30年度）</li> <li>・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、30年度）</li> <li>・名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、30年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業態の健全性指標&lt;自己資本比率、不良債権比率等&gt;</li> </ul>

#### 主な事務事業の取組内容

##### ① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

- ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、T L A C規制及びレバレッジ比率規制等を国内に導入する。
- ・保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、I A I S（保険監督者国際機構）で検討されている I C S（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）に相当する規制を導入した場合における課題や国際的な議論等を踏まえつつ、対応を検討する。

② 円滑な破綻処理のための態勢整備

- ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。
- ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行う。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課総合政策局  
リスク分析総括課リスク管理検査室、リスク分析総括課

### 施策 I - 3

#### 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促す。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>人口の減少や高齢化の進展、世界的な金利トレンドの変化や、情報技術の革新など、金融業を取巻く環境は大きく変化しており、融資の量的拡大競争に集中するような金融機関のビジネスモデルは限界に近づいている。</p> <p>金融機関が、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するためには、持続可能なビジネスモデルを構築し、金融仲介機能を十分に発揮することが必要である。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）（30 年 9 月 26 日公表）</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針 2018（30 年 6 月 15 日閣議決定）</li> <li>・新しい経済政策パッケージ（29 年 12 月 8 日閣議決定）</li> <li>・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定）</li> <li>・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26 年 12 月 27 日閣議決定）</li> <li>・未来投資戦略 2018（30 年 6 月 15 日閣議決定）</li> <li>・未来投資戦略 2017（29 年 6 月 9 日閣議決定）</li> <li>・日本再興戦略 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定）</li> <li>・日本再興戦略 改訂 2015（27 年 6 月 30 日閣議決定）</li> <li>・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26 年 6 月 12 日）</li> <li>・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25 年 12 月 13 日）</li> <li>・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日）</li> <li>・株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（30 年 5 月 16 日成立、5 月 23 日公布・施行）</li> <li>・第 196 回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（平成 30 年 3 月 6 日）</li> <li>・第 196 回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（30 年 2 月 14 日）</li> </ul>

<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要] 質の高い金融仲介機能の発揮（金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等を促進、30年度）</li> <li>・ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進、30年度）</li> <li>・ 金融機能強化法の活用の申請を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用の申請を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、30年度）</li> <li>・ ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組みの促進（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性確保や適切な経営とガバナンスの発揮に向けた取組みを促進、30年度）</li> <li>・ 貸出態度判断D. I.（前年同期（30年3月）の水準を維持、30年度）</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</p>
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・ 法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）</li> <li>・ 融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報&lt;内容&gt;</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融仲介の質の向上に向けた実態把握・金融機関との対話等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関の質の高い金融仲介機能の発揮を促すため、課題や方策について、金融仲介の改善に向けた検討会議で議論し、議論の内容等も踏まえつつ、以下の取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 地域企業・経済の生産性向上の実現に向け、企業アンケート・ヒアリング結果も踏まえつつ、地域企業のほか、地方自治体や商工会議所・商工会等の支援関係者との対話等を通じ、地域企業等の本音・悩みや、金融機関に対する期待や要望、さらにはその理由や背景等にまで至る地域経済・企業の実態について、きめ細かく把握する。その遂行に当たっては、金融庁に組成した専担チーム「地域生産性</li> </ul> </li> </ul>

向上支援チーム」が、地域に長期間、直接出向き、財務局を通じ、地域経済エコシステムを形成する関係者等との関係を構築しつつ実践する。

ii) 地域生産性向上支援チームと各財務局が密接に連携しつつ、把握した地域経済・企業の実態や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標等を活用し、地域企業や支援関係者と金融機関との考え方や認識の差異等を明確にし、それらを基に、経営陣等や営業現場の責任者等を含め、地域金融機関との間で金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行う。

- ・経営改善、事業再生、事業承継等が必要な企業に対する適切な支援が、専門人材やノウハウが不十分なためにできていない金融機関に対しては、地域経済活性化支援機構や日本人材機構等、企業支援機能の強化に向けた人材・ノウハウ支援に取り組む外部機関の活用も促す。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報を継続して行うとともに、金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を行うために、「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進にかかる経営戦略上の位置付け等について、経営トップを含めた金融機関との対話を実施。また、優良な組織的取組事例等の横展開及びガイドラインQ&Aの改正などを実施するとともに、事業承継時における活用実績を含めた自主的な開示などの金融機関による取組みの見える化を行う。

## ② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進及びそのための環境整備

- ・ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促す。また、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス（有効な内部監査を含む）について深度ある対話を行っていく。さらに、地域金融機関に対して早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しを行う。
- ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、中央機関に対して、信用金庫・信用組合にどのようなサポートが必要か対話を通じて確認し、その役割を積極的に発揮するよう促す。
- ・公的金融と民間金融の競合等の実態を正確かつ具体的に把握し、望ましい関係のあり方を引き続き関係省庁等と議論する。
- ・地域金融機関が、必要なアドバイスと適切なファイナンスを提供し、地域企業の生産性向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、業務範囲に関する規制について検討する。
- ・地域金融機関の経営統合にかかる銀行法上の認可に当たっては、不当な金利の引上げなどの寡占・独占の弊害が生じ得る場合等に、金融機関による弊害防止措置や地域経済への貢献にかかる取組方針等を審査

し、統合後も弊害の状況や地域経済への貢献の進捗をモニタリングする。

- ・競争のあり方についての政府全体での検討に当たっては、地域の金融インフラ確保や地域の企業・住民にとってより質の高い金融サービスの提供につながるような競争を実現する観点から、議論に貢献する。
- ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、経営強化計画について、その実現可能性を金融仲介の取組みの実行性及び収益化の実現性の観点から検証・評価する。
- ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、金融仲介機能の十分な促進を発揮する観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
- ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
- ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。

**【担当部局名】**

監督局

総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、地域金融企画室

総合政策局

リスク分析総括課地域銀行分析室、リスク分析総括課地域銀行モニタリング室

<b>基本政策Ⅱ</b>	<b>利用者の保護と利用者利便の向上</b>
<b>施策Ⅱ－１</b>	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
<b>施策Ⅱ－２</b>	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

## 施策Ⅱ－１

### 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みや、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み、高齢社会における金融サービスのあり方の検討などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組みを行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組みを推進する必要がある。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表）</li><li>・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定）</li><li>・金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表）</li><li>・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表）</li><li>・消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定）</li><li>・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定）</li><li>・未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定）</li><li>・観光ビジョン実現プログラム 2018（30 年 6 月 12 日観光立国推進閣僚会議決定）</li><li>・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）（30 年 7 月 24 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）</li><li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）</li><li>・高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定）</li><li>・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日）</li><li>・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月</li></ul>

	26日)
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けて各種施策を実践・30年度）</li> <li>・[主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況（①NISA制度関連の税制改正要望提出・30年度、②NISA制度の周知・広報活動を拡充・30年度）</li> <li>・高齢社会における金融サービスのあり方の検討状況（金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則等のとりまとめ・30年度）</li> <li>・利用者の利便を向上させるための取組み（①障がい者等の利便性向上に向けた取組みの実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等・30年度）②定期的に海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを行う・30年度③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する・30年度）</li> <li>・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みを実施・30年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針及びKPIを策定・公表した金融事業者数</li> <li>・つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着	<p>金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下を通じて取組みの「見える化」を促進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの普及・浸透を図るとともに、類似商品である貯蓄性保険も含め、商品内容等の更なる「見える化」を促進する。</li> <li>・顧客アンケート調査を通じ、金融機関の取組みが顧客に浸透し、金融機関の選択に活用されているかなどの実態を分析・確認する。</li> <li>・金融機関の経営者が、「顧客本位の業務運営に関する原則」を自らの理念としてどのように取り入れ、戦略を立て、その上で、現場においてどのように実践しているか等について重点的に分析・検証する。</li> <li>・第三者評価を行う主体や独立した立場で顧客にアドバイスをする主体に関する新たな動きを注視しつつ、顧客の主体的な行動を補う仕組みの発展を促していく。</li> </ul>
② 家計における長期・積立・分散投資の推進	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方について、英国 I S A も参考としつつ、他省庁と連携し、具体的な検討を行う。</li> <li>・N I S A 制度の恒久化・利便性向上に向けた税制改正要望等を行う。</li> <li>・身近な場である職場単位でのつみたてN I S A (職場つみたてN I S A) が、金融庁のみならず他の中央官庁、地方自治体、民間企業に拡大されるよう、関係者との連携の上で、地方公共団体等での職場セミナーの開催をサポートする等の働きかけを行う。</li> <li>・つみたてN I S A M e e t u p (個人ブロガー等との意見交換の場) を金融庁及び全国各地で引き続き実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・つみたてN I S A キャラクターの「つみたてワニーサ」も活用しながら、これまでの金融庁ウェブサイトやSNSを通じた活動に加え、つみたてN I S A の認知度向上のためのプロモーションビデオの作成とその発信等、若年層をターゲットとして制度の認知度向上を図っていく。</li> </ul> </li> </ul>
<p>③ 高齢社会における金融サービスのあり方の検討</p>	<p>長寿化の進む中、長生きに備えながら、自身の状況に応じた資産の形成・取崩し・承継等を図っていく必要があることから、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、顧客のライフステージ・状況に応じたきめ細やかな商品・サービスの提供の推進等について議論を行い、必要な制度的な枠組みや、顧客の状況やニーズを起点としたビジネスモデルへの転換や非金融分野との連携等、金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則等を取りまとめる。</p>
<p>④ アクセシビリティの向上 (利用者の利便を向上させるための取組み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等が、金融機関の窓口やATMを通じて、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるようにするため、施設・態勢の整備、現場レベルへの浸透の徹底、具体的な取組みについての情報発信を促していく。</li> <li>・「観光ビジョン実現プログラム 2018」(30年6月12日観光立国推進閣僚会議決定)において、3メガバンクの海外発行カード対応ATMを2020年までに全ATM設置拠点の約半数で整備(計約3,000台)することを目指し、3メガバンクに対し、30年中にその大半を設置するよう着実な取組みを促すとされていることを踏まえ、引き続き、着実な取組みを促すとともに、海外発行カード対応ATMの整備状況をフォローアップする。併せて、海外発行カードを使った不正利用を防止するための実効的な対策が講じられているかについて検証する。</li> <li>・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)」(30年7月24日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する。</li> </ul>
<p>⑤ 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備</p>	<p>金融リテラシー向上のため、引き続き様々な機会を活用しながら着実に</p>

金融経済教育を推進していく。

- ・金融庁・財務局職員が行う金融経済についての出張授業を抜本的に拡充するとともに、その実践及びデジタルライゼーションの進展等を踏まえて金融経済教育に関する教材・内容の充実、金融経済教育の推進のためのネットワークの構築等を図る。
- ・30年3月及び7月に実施された高校学習指導要領及び同解説の改訂において、金融経済教育に関する内容が拡充されたところ。当該内容が適切に教科書へ反映されるよう、教科書会社等に対し、説明会等を通じて情報提供を行うなどの働きかけを行う。
- ・安定的な資産形成について考えるシンポジウムを開催し、一般投資家や学生を中心とした参加者に対し、講演などを通じて金融知識の普及を行う。
- ・29年度に作成した職場での活用に重点を置いた「ビデオクリップ教材」について、30年度においては、当該教材の周知など、更なる活用のための取組みを実施し、職場つみたてNISAの導入と連携した投資教育を進めていく。
- ・最低限身に付けるべき金融リテラシーを記載した「金融リテラシー・マップ」を踏まえ作成を行ったガイドブックを全国の高校・大学・地方公共団体等に配布し、広く周知する。
- ・大学生に対して金融経済教育を体系的に行う観点から、日銀の金融広報中央委員会及び関係団体と連携し、大学の講座の際の基本的な資料となる共通教材（コアコンテンツ）の作成を進める。

#### 【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

企画市場局

市場課

監督局

総務課、銀行第二課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督  
参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課

## 施策Ⅱ－２

### 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<b>施策の概要</b>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
<b>達成すべき目標</b>	金融サービスの利用者の保護が図られること
<b>目標設定の 考え方・根拠</b>	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各業法の目的規定、各監督指針等</li><li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</li><li>・多重債務問題改善プログラム（19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）</li><li>・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27 年 3 月 24 日）</li><li>・顧客本位の業務運営に関する原則（29 年 3 月 30 日）</li><li>・ギャンブル等依存症対策の強化について（29 年 8 月 29 日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）</li><li>・保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（30 年 3 月 30 日成立）</li></ul>
<b>測定指標 (目標値・達成時期)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令を整備等、30 年度）</li><li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、30 年度）</li><li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みをモニタリングし、分かりや</li></ul>

すい情報提供等を通じ、より良い保険商品・サービスの提供を競い合うよう促していく、30年度)

- ・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、30年度)
- ・[主要]貸金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、30年度)
- ・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、30年度)
- ・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、30年度)
- ・[主要]法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の実施状況（検査・監督対応において法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行う、30年度)
- ・相談室相談員の研修受講状況（5回、30年度)
- ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、30年度)
- ・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）（650市区町村、30年度)
- ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況
- ・多重債務者向け相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携状況（ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう連携の構築等を図る、30年度)
- ・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う、30年度)
- ・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、30年度)
- ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組みを促す、30年度)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務者相談窓口の周知・広報にかかる活動状況（相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う、30年度）</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況</li> <li>・仮想通貨交換業の適正化に向けた対応状況（仮想通貨交換業者における実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携、必要な制度的対応の検討状況、30年度）</li> </ul>
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況&lt;受付件数等&gt;</li> <li>・金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数</li> <li>・インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況&lt;金額&gt;</li> <li>※預金保険機構公表資料</li> <li>・振り込み詐欺被害発生状況・被害額&lt;件数・金額&gt;</li> <li>※警察庁公表資料</li> <li>・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数</li> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。</li> <li>・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねていく。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。</li> <li>・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施する。</li> <li>・保険会社等については、保険募集から保険金等の支払いまでの保険会社としての基本機能の品質を確保した上で、顧客ニーズに相応しい商品・サービスの開発、情報提供を行っているかという観点からモニタリングを実施する。</li> <li>・少額短期保険業者については、ガバナンス、コンプライアンス、財務の健全性等について適切な態勢整備がなされているかという観点から</li> </ul>

モニタリングを実施する。特に保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置適用業者の監督に当たっては、本則への円滑な移行の観点から、各業者の経過措置終了を見据えた検討状況について、適時・適切にヒアリングを行う。

- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。
- ・貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。
- ・仮想通貨（暗号資産）を取り巻く内外の環境が急速に変化している中、イノベーションに配慮しつつ、利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業の適正化を図っていくことがより重要となっていることを踏まえ、仮想通貨交換業者の登録審査・モニタリングや自主規制団体の認定審査等を通じた、業者における実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保のほか、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携、必要な制度的対応の検討等に取り組んでいく。
- ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な提供を確保するよう指導・監督していく。

## ② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・金融犯罪・無登録業者への対応については、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携して対応するとともに、無登録業者に対して、速やかに警告書を発出する。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行う。また、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てにかかる調査も積極的に実施する。さらに、関係業界団体や金融商品取引業者等に対し、金融取引に関する犯罪防止等に向けた取組みを促していく。  
また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行う。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者については、検査・監督対応において法令違反行為等の問題が認められた場合には、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行う。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進する。
- ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融

ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。

- ・財務局の多重債務者向け相談窓口における直接相談の受付、各局における自治体の相談員や関係部局の職員等向けの研修会の開催等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。

また、多重債務発生予防のための金融経済教育等の推進や、多重債務問題懇談会等を通じた貸し手・借り手の状況の実態把握を行うとともに、本年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立したことも踏まえ、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、「ギャンブル等依存症対策の強化について」（29年8月、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）に則し、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を進める。

さらに、34年4月の成年年齢引下げに向けて、今後の業界の貸付方針・取組状況等を把握の上、必要な対応について業界と議論していく。

- ・銀行カードローンについては、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していくため、各行が多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか、詳細な実態把握を進める。把握された課題や改善策については、各行の具体的な取組状況を継続的に確認していくほか、ベストプラクティスの収集・共有や対話等を通じて具体的な改善を促し、業界全体の業務運営水準の引上げに向けた取組みにつなげていく。
- ・多重債務者相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組みを促すとともに、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施する。
- ・インターネット等を利用した非対面取引について、顧客のIDやパスワードの詐取により顧客本人になりすまし、顧客本人が意図しない取引を行うといった不正な取引が認められる等、犯罪手口がますます巧妙化・多様化している。引き続き、こうした不正取引の防止に向けた対策の実施、態勢の整備を促していく。
- ・振り込め詐欺の手口は年々巧妙化しているほか、全銀システムの稼働時間拡大により、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が新たに平日夜間・休日にも発生するおそれもある。こうした状況を踏まえ、各金融機関が一層の振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策の見直しや実施に努めるよう、促していく。また、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認する。預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。
- ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、金融機関から被害者への返金状況等の把握を行うとともに、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援

事業の周知を徹底するなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。

- ・コンプライアンス・リスク管理に関し、幅広い情報収集を通じたリスク要因やその程度を把握・評価し、そのリスクの程度に応じてメリハリを付けたモニタリングを行う。
- ・投資用不動産向け融資に関して、融資審査・管理態勢、顧客保護等管理態勢、法令等遵守態勢を中心に横断的なアンケート調査を行い、検査も活用しつつ深度あるモニタリングを実施する。

## 【担当部局名】

### 監督局

総務課監督調査室、総務課、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課

### 企画市場局

総務課調査室、総務課信用制度参事官室、総務課ADR室、市場課、企業開示課

### 総合政策局

総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課フィンテックモニタリング室、リスク分析総括課リスク管理検査室

### 証券取引等監視委員会事務局

総務課

基本政策Ⅲ	市場の公正性・透明性と市場の活力の向上
施策Ⅲ－１	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策Ⅲ－２	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策Ⅲ－３	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

施策Ⅲ－１

金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、タイムリーな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。(施策Ⅰ－１②参照)</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第26条、第177条、第210条 等</li> <li>・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)</li> <li>・変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成30事務年度)(30年9月26日公表)</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①[主要]タイムリーな市場監視、監視手法や着眼等の改善(マクロ的な視点に基づく情報収集・分析等を実施、30年度)</li> <li>②対外的な情報発信の実施(市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から対外的に情報発信を実施、30年度)</li> <li>③[主要]迅速・効率的な取引調査の実施(事案が大型化・複雑化している中で、迅速・効率的な取引調査を実施、30年度)</li> <li>④[主要]迅速・効率的な開示検査の実施(正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施、30年度)</li> <li>⑤課徴金制度の適切な運用(我が国市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用、30年度)</li> <li>⑥[主要]海外当局との連携(海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化、30年度)</li> <li>⑦[主要]効果的な犯則調査の実施(重大・悪質な事案について、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行う等、厳正に対処、30年度)</li> <li>⑧根本原因の究明等(行政処分の勧告等を行うだけでなく問題の全体像を把握、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し再発防止を図るとともに、改善意欲が高くない者にも効果的な手法について関係機関等とも連携・模索、30年度)</li> <li>⑨市場規律強化に向けた取組み(国際機関、海外当局や市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者との間</li> </ol>

	<p>で意見交換等を幅広く推進し、市場規律強化に向けた取組みを実施、30年度)</p> <p>⑩市場監視におけるITの活用及び人材の育成(市場監視システムにおけるITの更なる活用・人材の育成を推進、30年度)</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・取引審査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・取引調査に係る勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行う等、タイムリーな市場監視を行うほか、深度ある調査・分析手法にも取り組んでいく。</li> <li>・デジタルライゼーションの進展や新しい商品・取引の出現等市場で起きていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、マクロ的な視点に基づく分析結果とマイクロ情報とのより有機的な結合・活用等、現在の監視手法や着眼等に改善すべき点があれば見直していくとともに、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から必要がある場合には、対外的に情報発信する等、適切に対応する。</li> </ul>
② 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案が大型化・複雑化する中、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行う。</li> <li>・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等も活用しつつ、実態を解明し、適切な法執行を行う。</li> <li>・重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対処する。</li> <li>・高速取引を行う者の登録審査を適切に行っていくとともに、誤発注防止等の管理態勢などの業務の状況や取引実態等のモニタリングを実施していく。</li> </ul>
③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査・調査で法令違反等が認められた場合、行政処分の勧告等を行うだけでなく、問題の全体像を把握、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図る。</li> <li>・改善意欲が高くない者にも効果的な手法について、関係機関等とも連携しつつ模索していく。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査・調査で得られたインテリジェンス情報を適切に集約・分析し、監視業務全般に多面的・複線的に活用する。</li> <li>・ 金融取引のグローバル化に伴うクロスボーダー事案に対応するため、海外当局との連携を強化し、情報交換枠組み等も活用しつつ、実態を解明し、適切な法執行を行う。</li> <li>・ 証券監督者国際機構（IOSCO）をはじめとする国際機関、海外当局や市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者との間で意見交換や協働を幅広く推進し、全体としての市場監視機能を強化する。</li> <li>・ 高速取引に係る注文の増加等に対応するため、取引戦略情報や実際の取引情報の蓄積を更に進め、取引の傾向等の研究・分析の深度を深めつつ、自主規制機関とも連携しながら高速取引行為にかかる取引審査のあり方や手法について検討し、確立を目指していく。</li> </ul>
④ ITの活用（SupTech）及び人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI等の先進的技術の活用も含めた新たな市場監視システムの導入に向け検討を進めていく。その際、金融機関と規制当局とが相互に協調しながらITの活用を検討することで、市場全体の公正性・透明性を効率的・効果的に高めていくことを目指す（RegTechエコシステム）。</li> <li>・ ITの高度化、電子機器やITサービスの多様化及びデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進する。</li> <li>・ ITの進展等を背景に金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成に取り組む。</li> </ul>

**【担当部局名】**

証券取引等監視委員会事務局

総合政策局

総務課審判手続室

企画市場局

市場課

監督局証券課

**施策Ⅲ－２**

**企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施**

<p>施策の概要</p>	<p>企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。こうした観点に立って、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組みを行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）</li> <li>・「未来投資戦略 2017」（29 年 6 月 9 日閣議決定）</li> <li>・「日本再興戦略 2016」（28 年 6 月 2 日閣議決定）</li> <li>・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月 26 日）</li> <li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30 年 6 月 28 日）</li> <li>・企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」（25 年 6 月 19 日）</li> <li>・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28 年 3 月 8 日）</li> <li>・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30 年 7 月 5 日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30 年 6 月 28 日）を踏まえた取組みの進捗状況（報告書を踏まえた必要な取組みを実施、30 年度）</li> <li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、30 年度）</li> <li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率（99.9%、30 年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）</li> <li>・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（I F R S）の任意適用企業の拡大促進等の取組みを推進、</li> </ul>

	<p>30年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組みの実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組みを実施、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、30年度）</li> <li>・監査基準の改訂を踏まえた制度整備状況（監査報告書の透明化にかかる所要の内閣府令等の整備、30年度）</li> <li>・[主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、30年度）</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組みの実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組みを実施、30年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示書類の提出会社数（内国会社）</li> <li>・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数</li> <li>・E D I N E Tのアクセス件数</li> <li>・E D I N E Tの利用者の利便性向上のための取組みの実施状況&lt;内容&gt;</li> <li>・I F R Sの任意適用企業数及びその時価総額の割合</li> <li>・国際会計人材ネットワークの登録者数</li> <li>・公認会計士等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況&lt;件数&gt;</li> <li>・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組みの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、建設的な対話に資する情報開示の促進のため、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）における提言を踏まえ、内閣府令等の改正を行うとともに、プリンシプルベースのガイダンスの策定、開示に関するベストプラクティスの収集・公表に取り組む。</li> </ul>
<p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、引き続き、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</li> <li>・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努める。</li> <li>・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</li> </ul>
③	<p>EDINETの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EDINETのオープンAPIによる開示情報の提供を、31年度当初から開始するとともに、引き続きシステムの安定運用及び情報セキュリティの確保に努めるほか、企業内容等の開示にかかる制度改正に伴う改修等の対応を行う。</li> </ul>
④	<p>我が国において使用される会計基準の品質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、公正価値測定に関する会計基準の開発や金融商品会計基準の検討等の日本基準の高品質化に向けたASBJの取組みのサポート、国際的な会計人材の育成に向けた取組みを推進していく。</li> </ul>
⑤	<p>適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組みの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、監査法人に対するヒアリング等を通じて検証する。</li> <li>・欧州におけるローテーション制度導入の効果等を注視するとともに、我が国において、監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を行う。</li> <li>・「監査報告書の透明化」の円滑な導入に向け、関係者と連携しつつ、内閣府令の改正等、改訂監査基準の実施のための制度整備を行う。</li> <li>・通常と異なる監査意見が表明された場合など、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応の在り方について、関係者との意見交換の場を設け、検討を行う。</li> <li>・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への支援の継続、IFIARにおける議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したグローバルな監査品質向上に向けた積極的な貢献を行っていく。</li> </ul>
⑥	<p>公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。</li> <li>・監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映について検証する。</li> <li>・大手・準大手監査法人が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証する。</li> <li>・海外子会社にかかるグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を受嘱した監査事務所の監査実施体制を検証する。</li> <li>・監査業務のIT化が進展していることを踏まえ、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認する。</li> <li>・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューにかかる審査を公認会計士・監査審査会として適切に行うとともに、監査法人等に対する検査</li> </ul>

	<p>等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士・監査審査会のモニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実に努めつつ、分かりやすい情報提供を行っていく。</li> <li>・日本公認会計士協会の品質管理レビュー等の実効性向上の進捗等を踏まえ、公認会計士・監査審査会のモニタリングとの実効的な連携等に取り組んでいく。</li> </ul>
⑦	<p>優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士試験受験者の裾野をより拡大するため、日本公認会計士協会と連携して講演等の取組みを実施する。</li> </ul>

**【担当部局名】**

企画市場局

企業開示課

総合政策局

IFIAR 戦略企画室、総務課審判手続室

公認会計士・監査審査会

**施策Ⅲ－３****市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備**

<p>施策の概要</p>	<p>市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>市場機能の強化に向けて、決済期間の短縮化等にかかる市場関係者の取組みの支援、総合取引所の早期実現に向けた関係者への働きかけ等を行う。</p> <p>信頼性の高い市場インフラの構築に向けて、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す。</p> <p>「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（平成 27 年 8 月 7 日設置）等における議論・検討を通じて、コーポレートガバナンス改革の更なる深化を図っていく。</p> <p>資本市場の活性化や安定的な資産形成の実現に向けて、資産運用業の高度化を目指す。</p> <p>加えて「未来投資戦略 2018」（30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、金融業の拠点開設サポートデスク（Financial Market Entry Consultation Desk）において、引き続き、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくなど、グローバルな金融機関の集積による市場活性化を促進する。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来投資戦略 2018」（30 年 6 月 15 日 閣議決定）</li> <li>・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月 26 日）</li> <li>・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（28 年 12 月 22 日）</li> <li>・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針</li> <li>・『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（29 年 5 月 29 日改訂）</li> <li>・「コーポレートガバナンス・コード」（30 年 6 月 1 日改訂）</li> <li>・「投資家と企業の対話ガイドライン」（30 年 6 月 1 日）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告（30 年 6 月 13 日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みの状況（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、投資家及び企業の取組みの状況を検証し、結果を公表する、30 年度）</li> <li>・[主要] 資産運用業の高度化に向けた取組みの状況（資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から総合的な検討・取組みを進めるとともに、投資運用業者の高度な業務運営態勢の確立に向けて取り組む、30 年度）</li> <li>・[主要]「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況（「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応、30 年度）</li> <li>・市場機能強化に向けての施策の推進状況（決済期間短縮化、総合取引所の早期実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組みの支援等を行う、30 年度）</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組みの状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す、30 年度）</li> <li>・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組みの状況（全銀協 T I B O R 改革が定着し、全銀協 T I B O R 運営機関による指標算出業務が適正に実施されているかを引き続き確認していくなど、T I B O R の信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく、30 年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立社外取締役を 2 名以上選任する企業数（東京証券取引所市場第一部）</li> <li>・スチュワードシップ・コードを受け入れる機関数及び、そのうち個別の議決権行使結果の公表を行う機関数</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂後のスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コード並びに「投資家と企業の対話ガイドライン」（30 年 6 月 1 日）を踏まえ、以下の取組みに向け、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を開催し、投資家と企業との実効的な対話や企業の取組みのベストプラクティスを含む検証結果を公表し、コーポレートガバナンス改革の更なる進展につなげる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ コーポレートガバナンスに関しては、資本コストを意識した経営の状況、政策保有株式の縮減に向けた取組状況、取締役会におけるジェンダーや国際性等の多様性確保の進展状況等について検証を行う。</li> <li>－ 運用機関に関しては、投資先企業の持続的成長に資する議決権行使を行う観点から、個別の議決権行使結果の公表状況、議決権行使助言会社の活用の状況や、企業との実効的な対話の進捗等について検証を行う。</li> <li>－ アセットオーナーに関しては、企業年金のステュワードシップ活動の後押しを行い、その機能の実効的な発揮を促す観点から、企業年金やその母体企業の取組状況について検証を行う。</li> </ul>
<p>② 資産運用業の高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務運営インフラの高度化、新規参入の円滑化や投資運用人材の育成・確保等、資産運用業の活性化・高度化に向けた課題について、グローバルスタンダードとの比較や関係者（投資運用業者・機関投資家・信託銀行等）との対話等を通じ、総合的な検討・取組みを進める。</li> <li>・大手投資運用業者に対するモニタリングを通じて、グループ会社・販売会社・顧客間の利益相反管理態勢や運用力を高める観点からのガバナンス機能の発揮状況、運用管理態勢、外部委託先の選定・管理態勢、ステュワードシップ・コードへの取組状況等について、高度化に資する海外の先進事例や機関投資家との意見交換も踏まえた検証・対話を行うこと等により、より高度な業務運営態勢等の確立に向けて取り組む。</li> </ul>
<p>③ 東京国際金融センターの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来投資戦略 2018」（30年6月15日閣議決定）を踏まえ、海外で実績のある資産運用業者等による日本進出の更なる円滑化に向け、金融業の拠点開設サポートデスク（Financial Market Entry Consultation Desk）を活用し、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現する。その際、東京都の相談窓口やプロモーション活動等と連携・協力していく。</li> </ul>
<p>④ 市場の機能強化に向けた環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国証券決済の安定性確保の観点から、決済期間の短縮化等にかかる市場関係者の取組みを支援する。</li> <li>・取引所の国際競争力の強化、デリバティブ取引市場の拡大、投資家の利便性の向上のため、関係者等への働きかけを強化し、総合取引所の早期実現へ前進する。</li> <li>・社債市場をはじめとするクレジット市場について、多様なプレイヤーが参加する厚みのある市場の形成・発展に向けた課題と対応策について整理・検討する。</li> <li>・ETF市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界によるETF設定・交換にかかる決済期間を短縮するための取組みを引き続き促す。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け引き続き取り組む。</li> </ul>
⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す。</li> <li>・店頭デリバティブ市場に関して、適切に取引情報を収集・分析する。</li> <li>・「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、店頭FX業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、必要な制度整備を行っていく。〔R I A〕</li> <li>・重要な市場インフラである決済・清算制度について、安定性確保等の観点から十分なものとなるよう、制度の見直しを含め、必要な対応を行っていく。</li> </ul>
⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・T I B O Rについては、全銀協T I B O R運営機関が29年7月に全銀協T I B O R改革を実施したところ、同改革が定着し、同機関による指標算出業務が適正に実施されているかを引き続き確認していくほか、同機関における中長期的な課題である日本円T I B O Rとユーロ円T I B O Rの統合に向けた取組み等を注視し、T I B O Rの信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく。</li> </ul>

【担当部局名】

企画市場局

市場課、企業開示課

総合政策局

総合政策課

監督局

銀行第一課

証券課

証券取引等監視委員会事務局

**(横断的施策)**

**1** IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

**2** 業務継続体制の確立と災害への対応

**3** その他の横断的施策

## 横断的施策－1

### I T技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

施策の概要	I T技術の進展等に伴うデジタル化の加速化が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組みを進める。
達成すべき目標	デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること。
目標設定の考え方・根拠	<p>デジタル化の動きが加速的に進展していく中、I Tを活かして決済等の金融サービスを切り出し（アンバンドリング）、eコマース等の業務と部分的に組み合わせる（リバンドリング）など、フィンテック企業に代表される新しいプレイヤーが、金融分野に進出してきている。また、情報の蓄積・分析が量・質ともに飛躍的に増加・向上し、情報の利活用が進展してきており、ビジネスが革新的に変わる可能性が出てきている。</p> <p>このようにデジタル化が加速的に進展する中、新しいプレイヤーによるイノベーションが進展しやすい環境を整備していくとともに、既存の金融機関も、新しいプレイヤーとの協働・連携や競争を通じて、ビジネスモデルを変革し、利用者利便を向上していくことが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、以下の11の施策に取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 情報の蓄積と利活用</li><li>② 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護</li><li>③ デジタル化に対応する情報・金融リテラシー（施策Ⅱ－1⑤参照）</li><li>④ 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化</li><li>⑤ 金融行政のデジタル化（横断的施策－3⑤、施策Ⅲ－2③、施策Ⅰ－1②参照）</li><li>⑥ 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進</li><li>⑦ オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進</li><li>⑧ 国際的なネットワーク</li><li>⑨ デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進</li><li>⑩ サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対</li></ol>

	<p>応</p> <p>⑩ これらの課題を実現するための機能別・横断的法制</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）</li> <li>・金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告－決済高度化に向けた戦略的取組み－」（27 年 12 月 22 日）</li> <li>・金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告－オープン・イノベーションに向けた制度整備について－」（28 年 12 月 27 日）</li> <li>・金融審議会「金融制度スタディ・グループ中間整理－機能別・横断的な金融規制体系に向けて－」（30 年 6 月 19 日）</li> <li>・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月 26 日）等</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] I T 技術の進展等に対応した制度面での対応についての検討状況（金融審議会において審議、29 事務年度～）</li> <li>・[主要] オープン A P I を導入した金融機関数（80 行、32 年度）</li> <li>・[主要] FinTech サポートデスク・FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への対応状況（FinTech サポートデスクで受け付けた相談及び FinTech 実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応、30 年度）</li> <li>・FinTech Innovation Hub によるヒアリング実施件数（100 社、30 年度）</li> <li>・XML 電文に対応した新システムを利用する金融機関数（XML 電文への全面的移行に向けて着実に取り組む、29 年度～）</li> <li>・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数（80 社、30 年度）</li> <li>・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、30 年度）</li> <li>・オンラインで完結する本人確認方法にかかる制度の検討状況（犯罪収益移転防止法施行規則改正、30 年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FinTech サポートデスクの受付状況</li> <li>・FinTech 実証実験ハブの支援実施状況</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① デジタルイノベーションの加速的な進展への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィンテック等の技術革新の動向や、情報の利活用を含む新たな金融サ</li> </ul>

- サービスのトレンドの方向性も視野に入れつつ、金融規制体系をより機能別・横断的なものにしていくことについて、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」で検討を行う。
- ・利用者の利便性向上や企業の生産性向上等を実現するため、XML 電文への移行や、電子手形・小切手への移行、税・公金収納・支払の効率化、貿易金融におけるブロックチェーン技術の活用等の課題に官民連携して対応する。また、技術革新や金融サービスを巡る環境変化等を踏まえ、これまでの取組みのレビューを通じて課題を整理し、更なる決済高度化に向けた検討を行う。
  - ・金融機関におけるオープンAPI導入の着実な実現を図りつつ、オープンAPIを活用した多様で利便性の高いサービスが提供されるよう、金融機関とフィンテック企業の連携を推進していく。
  - ・FinTech サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するのに加えて、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行う。
  - ・「フィンテック・サミット」を、昨年に引き続き、より充実した内容で開催するとともに、ブロックチェーン技術の活用可能性や課題等にかかる国際的な共同研究についても継続し、「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」において研究成果の共有・議論を行う。
  - ・フィンテック企業に対する積極的な個別ヒアリングを行うため、「FinTech Innovation Hub」を立ち上げ、「100 社ヒアリング」を実施し、情報収集機能を強化する。また、それを踏まえ、フィンテック企業や金融機関によるイノベーション促進に向けて金融庁が果たすべき役割についても検討を行う。
  - ・IT技術の進展等を踏まえ、金融機関におけるITガバナンスの発揮に向けた論点を整理し、取組みについて対話を進めていくとともに、デジタルトランスフォーメーションの動向等を集積する。また、金融機関のシステムに対するモニタリングについては、効果的かつ効率的な実施方法の改善を続けながら、オン・オフのモニタリングを実施する。
  - ・犯罪収益移転防止法施行規則を改正し、顧客から顔写真付きの本人確認書類と顧客の容貌の画像の送信を受ける方法など、オンラインで完結する本人確認方法を追加することを警察庁に求める。
  - ・昨今のデジタルライゼーションの加速的な進展が金融システムに与える影響やその対応策等について把握・分析等を行うとともに、金融庁のサイバー関連情報の収集・分析能力の強化を図り、関係機関との連携強化に取り組む。また、金融分野のサイバーセキュリティの強化に向けて、大手金融機関に対しては、サイバーセキュリティ対策のより一層の高度化に向けた対話に取り組み、中小金融機関に対しては、実態把握やサイバーセキュリティ演習等を通じて基礎的な態勢整備の底上げを図る。

**【担当部局名】**

企画市場局

総務課信用制度参事官室、調査室

総合政策局

総合政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室、フィンテック室、リスク分析総括課

## 横断的施策－２

### 業務継続体制の確立と災害への対応

<b>施策の概要</b>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p> <p>また、東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び 30 年 7 月豪雨からの復旧・復興に向けて、金融機関に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p>
<b>達成すべき目標</b>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること</p> <p>東日本大震災、28 年熊本地震及び 30 年 7 月豪雨による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること</p>
<b>目標設定の 考え方・根拠</b>	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組みを進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、28 年熊本地震及び 30 年 7 月豪雨への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・首都直下地震緊急対策推進基本計画（26 年 3 月 28 日閣議決定）</li><li>・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年 3 月 28 日閣議決定）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25 年 6 月 7 日閣議決定）</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26 年 3 月 31 日）</li> <li>・ 国土強靱化アクションプラン 2016（28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部決定）</li> <li>・ 国土強靱化基本計画（26 年 6 月 3 日閣議決定）</li> <li>・ 主要行等向けの総合的な監督指針</li> <li>・ 変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成 30 事務年度)～（30 年 9 月 26 日）</li> <li>・ 東日本大震災からの復興の基本方針（23 年 7 月 29 日）</li> <li>・ 平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30 年 8 月 2 日）</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>測定指標</b> (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、30 年度）</li> <li>・ [主要]災害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、30 年度）</li> <li>・ [主要]業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、30 年度）</li> <li>・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という）の運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進（個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、30 年度）</li> <li>・ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、30 年度）</li> <li>・ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援（自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、30 年度）</li> <li>・ 被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付（各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、30 年度）</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>参考指標</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>

<b>主な事務事業の取組内容</b>
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」などを検証し、必要に応じて見直しを実施する。</li> <li>・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。</li> </ul>
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施する。</li> <li>・金融機関等の業務継続計画の整備状況や業務継続体制の実効性等について、アンケートやヒアリング等を通じて検証していく。</li> <li>・災害の状況等に応じ、金融機関に対し金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応する。</li> </ul>
③ 災害への対応	<p>[東日本大震災]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。</li> <li>・個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報を行うとともに、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構や、同ガイドラインの活用に加え、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた主体的かつ継続的な支援等を行っていくよう促す。さらに、創業・起業等を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促す。</li> </ul> <p>[平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報や、地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が連携して設立したファンド（設立予定のものを含む）の活用促進を通じて、被災者の生活・事業の再建を支援していく。</li> <li>・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じる。</li> </ul> <p>[新たな自然災害への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年 9 月に北海道で発生した震災や台風 21 号等の災害に的確に対応していくほか、新たな自然災害が発生した場合にも、適時的確な対応を行っていく。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

総務課、秘書課、秘書課管理室、総合政策課金融サービス利用者相談室

企画市場局

市場課

監督局

総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、銀行第二課地域金融企画室、証券課

## 横断的施策－3

### その他の横断的施策

<p>施策の概要</p>	<p>金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。</p> <p>基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。</p> <p>基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。</p> <p>また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するために策定したIT戦略を推進するなど、横断的に関係する取組みを実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</li> <li>・G20ハンブルクサミット首脳声明（29年7月7日・8日採択）</li> <li>・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（24年2月策定）</li> <li>・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（30年6月15日閣議決定）</li> <li>・サイバーセキュリティ戦略（30年7月25日閣議決定）</li> </ul>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>① [主要] 世界共通の課題の解決への貢献（金融規制改革を含む国際的な議論に貢献、持続可能な開発目標（SDGs）を推進、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応における国際的な議論・連携、第4次FATF対日相互審査も踏まえた本邦金融機関の態勢強化、30年度）</p> <p>② [主要] 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化（各国との具体的な取組みを更に推進する等、相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化、30年度）</p> <p>② 規制・制度改革等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、30年度）</li> </ul> <p>④ 事前確認制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理</li> </ul>

	<p>期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、30年度）</p> <p>⑤金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進（「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進、34年度）</li> <li>・情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施（情報セキュリティ対策推進計画に基づく、セキュリティ対策を実施、30年度）</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 世界共通の課題の解決への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界共通の課題解決に向け、31年G20議長国として我が国が金融分野でも成果をあげられるよう、貢献していく。特に、従来から提起してきた金融規制改革の影響評価、グローバル金融市場の分断回避、仮想通貨（暗号資産）に関するルール形成といった新たな金融システム上の課題解決に加え、高齢化社会における金融包摂の実現等の幅広い課題の解決に金融がいかに貢献できるかといった点も含め、取り組んでいく。そのために、庁内で体制を整備し、外国人有識者もアドバイザーとして活用しながら、国内外における議論を深めていく。加えて、課題解決に向けた国際的な議論を主導できるよう、国際会議議長職等の獲得を進める。</li> <li>・残された規制改革項目である保険会社の「国際資本基準（ICS）」については、財務の健全性を国際的に比較可能な形で把握する枠組みの必要性や、保険会社のリスク管理実務への影響等に留意しながら、議論を進める。</li> <li>・30年6月にとりまとめた「金融行政とSDGs」を踏まえ、関係省庁とも協力してTCFD提言に沿った開示に取り組もうとする金融機関・企業をサポートする等、引き続きSDGsの推進に積極的に取り組む。31年G20議長国として、国際的にもSDGsに関する議論の推進に努める。</li> <li>・31年G20議長国であることを踏まえ、我が国の知見等の共有を通じ、マネロン・テロ資金供与対策における国際的な課題解決に貢献すべく、FATF等での国際的な議論に積極的に参画するとともに、国際協調に向けた主導的な役割を果たしていく。また、引き続き、業界団体や金融機関等に対して、国際的な議論の状況を還元し、マネロン・テロ</li> </ul>

	<p>資金供与リスクへの適切な対応及び態勢整備の強化を促していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30年2月に公表したガイドライン等に基づき、金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与リスクを分析・評価し、リスクに応じたモニタリングを実施しており、オンサイトも含めたモニタリングをより一層行っていく。</li> <li>・31年の第4次FATF対日相互審査も見据え、優良事例も含めたモニタリングの成果を金融機関等に還元し、業界全体の底上げを図るとともに、マネロン・テロ資金供与対策の必要性につき、引き続き、広く利用者の理解を求めていく。</li> <li>・業界団体や中央機関等が、当局とも連携しながら、金融機関等を支援する仕組みの検討・構築に中心的・指導的な役割を果たし、マネロン・テロ資金供与対策の底上げや共同化を着実に進めていくことが重要であることから、「マネロン対応高度化官民連絡会」等を通じて、引き続き、業界団体や金融機関等に対して、マネロン・テロ資金供与リスクへの適切な対応、並びに連携・共同化を通じた態勢整備の強化を促していくとともに、その重要性についての意識啓発を行う。</li> </ul>
② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な取組み（日米経済対話、日EU金融規制・監督協力枠組み、日中金融協力、ミャンマー資本・保険市場支援計画等）を更に推進していく。</li> <li>・特に、アジア新興国等への技術協力については、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添ったプログラム実施を通じて制度整備等に貢献する。</li> <li>・グローバル金融連携センター（GLOPAC）については、研修を更に双方向型に改良し、卒業生との同窓会の拡充等によりネットワークを強化する等、取組み内容を充実させる。</li> <li>・これらの取組みを通じて、相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化していく。</li> </ul>
③ 規制・制度改革等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討する。</li> </ul>
④ 事前確認制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図る。</li> </ul>
⑤ 金融行政におけるITの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁におけるIT戦略（中長期計画）の推進</li> </ul>

「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」など政府全体の方針や、金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するための情報システムの見直し等を目的として30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、重点項目として掲げた「I T ガバナンスの強化」、「効率的・効果的な行政運営の実現」等の取組みを推進する。

・情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化を一層進めるほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図るなど、更なる取組みを推進する。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、総務課国際室、秘書課情報化統括室

企画市場局

総務課

監督局

総務課

**(金融庁の行政運営・組織の改革)**

**1** 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

**2** 検査・監督の見直し

**3** 金融行政を担う人材育成等

## 金融庁の行政運営・組織の改革－１

### 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組み等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成 30 事務年度）～（平成 30 年 9 月 26 日）</li> <li>・当面のガバナンス基本方針（30 年 7 月 4 日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、30 年度）</li> <li>・[主要]業務改善とガバナンスに通暁した専門家による金融行政に対する外部評価の実施（外部からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、30 年度）</li> </ul> <p>②金融行政に関する広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融庁ウェブサイトへのアクセス件数（対前年度比増加、30 年度）</li> </ul> <p>③学術的成果の金融行政への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]調査研究分析成果物の公表（金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を公表すること、30 年度）</li> <li>・コンファレンス、勉強会等の開催（当庁職員の知見・先見性向上を図るとともに、産・官・学の更なるネットワーク強化を図る。30 年度）</li> </ul> <p>④総合政策機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者を交えた職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）の設置（職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充する。30 年度）</li> </ul>

参考指標	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況</li> <li>・金融行政モニターへの意見申出件数</li> <li>・各種サポートデスクへの相談件数</li> <li>・意見申出制度への意見申出件数</li> </ul> <p>②金融行政に関する広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道発表件数</li> <li>・金融庁 Twitter のフォロワー数及びツイート（発信）回数</li> <li>・新着情報メール配信サービス登録件数</li> <li>・英語ワンストップサービスの対応件数</li> </ul> <p>③学術的成果の金融行政への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果報告書の公表件数</li> <li>・コンファレンスの開催件数</li> <li>・勉強会等の開催件数</li> </ul>
------	---

主な事務事業の取組内容	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的実施し、会議での議論を金融行政に反映していく。</li> <li>・地域金融や監督・検査のあり方、コーポレートガバナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。</li> <li>・業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。</li> <li>・検査・監督の主な個別の対応について、品質管理及び将来に向けた改善につなげる観点から、外部の専門家の視点を入れた検証を毎年実施する。</li> <li>・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進する。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施する。</li> </ul>
② 金融行政に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁の施策等の内容について、国民等へのタイムリーかつ正確な情報提供を行う。</li> <li>・併せて、金融行政の各課題等について、金融庁としての考え方や分析等</li> </ul>

	を様々な形で公表し、国民等に広く分かりやすい情報発信を進める。
③ 学術的成果の金融行政への導入	<p>外部の専門家や研究者の知見を導入・活用することにより、専門的かつ客観的な裏付けに基づいた金融行政の遂行を図る。また、金融行政とアカデミズム・産業界とのネットワーク構築を図る観点から、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政にアカデミズム等の知見を有効に活用するため、庁内からの要望に基づいてテーマ・研究を委嘱する者を選定し、庁内部署との緊密な連携の上、調査研究を実施する。その成果については、国内外に発信。</li> <li>・金融に関する産・官・学のネットワーク強化のため、コンファレンス・勉強会等を開催する。</li> </ul>
④ 総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCA を明確化させる観点から、従来の金融レポートと金融行政方針を一体とした新たな行政方針を策定する。</li> <li>・組織再編を踏まえて、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能の強化に向けた取組を進める。例えば、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み（政策オープンラボ）を設け、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充する。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

総務課、総合政策課、総合政策課研究開発室、組織戦略監理官室、総務課広報室、  
秘書課、秘書課管理室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

## 金融庁の行政運営・組織の改革－２

### 検査・監督の見直し

<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(最低基準(ミニマム・スタンダード)が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか(ベスト・プラクティス))、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか)と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要である。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30年6月29日)</li> <li>・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成30事務年度)」(30年9月26日)</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>① [主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った検査・監督への移行のための個別の分野における検査・監督の方針の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質</p>

	管理の実施状況（新しい考え方に沿った検査・監督の見直し、30年度）
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 検査・監督手法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の検査・監督に共通する考え方と進め方を具体的に整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践する。金融機関に対してモニタリングの方向性を明らかにする必要がある分野については、分野別の「考え方と進め方」や、その時々的重要な課題に対する今後の課題や着眼点等、特定の分野に関する具体的な基準等、様々な形で個別の分野における検査・監督の方針を整理し、公表していく。また、検査・監督の品質管理を徹底し、継続的に必要な改善を図っていく。</li> </ul>

総合政策局

リスク分析総括課

## 金融庁の行政運営・組織の改革－3

### 金融行政を担う人材育成等

<p>施策の概要</p>	<p>人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁の組織文化の変革に取り組む。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質も不断に向上させていくことが必要であり、そのためには、金融庁の組織文化（カルチャー）の変革が不可欠である（金融庁の行政運営・組織の改革－1④参照）。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（平成30年9月26日）</li> <li>・金融庁の改革について（30年7月4日）</li> <li>・当面の人事基本方針（30年7月4日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 職員の多面的な人事評価の実施・活用状況（公正な人事を実現、30年度）</li> <li>・[主要] 能力主義に基づく任用の実施状況（新たな行政課題に的確に対応できるリーダーを育成、30年度）</li> <li>・[主要] 専門分野における人材育成の実施状況（組織の専門性を向上、30年度）</li> <li>・[主要] 上司が部下にきめ細かく目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備（業務単位の少人数グループ化）や、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況（人材育成の実効性を向上、30年度）</li> <li>・[主要] 業務効率化や超過勤務縮減の実施状況（ワークライフバランスを実現する職場環境を整備、30年度）</li> <li>・[主要] 人事改革の進捗状況の検証・公表状況（人事改革を定着・深化させるPDCAサイクルを構築、30年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<p>—</p>

## 主な事務事業の取組内容

### ① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革

- ・公正な人事を実現するため、総合的な人事情報を把握・蓄積して多面的な評価を行い、これを人事配置や育成に活用する。
- ・新たな行政課題に的確に対応できるリーダーを育成するため、各職階に求められる能力（コンピテンシー）の充足度合いに基づく任用や、働きぶりを重視した登用など、能力主義に基づく任用を行う。
- ・金融行政当局に求められる高い専門性を確保するため、専門分野において、中長期的な行政課題に的確に対応していくために必要となる人材を計画的に育成する。
- ・人材育成の実効性の向上のため、上司が部下にきめ細かく目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備（業務単位の少人数グループ化）を行うほか、職員のキャリア形成や成長を継続的に支援する。
- ・ワークライフバランスの実現のため、業務効率化や超過勤務縮減に取り組む。
- ・人事改革を定着・深化させるため、人事改革の進捗状況について定期的に検証・公表し、更なる改善につなげる。

### 【担当部局名】

総合政策局

組織戦略監理官室